

公益財団法人世田谷区保健センター職員の昇任選考に関する規則

（平成元年 11 月 1 日
財世保規則第 4 号）

（目 的）

第 1 条 この規則は、公益財団法人世田谷区保健センター職員の昇任のための選考に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔平成 7 年規則 3 号〕

（職務分類基準）

第 2 条 職員の職を職務の複雑性と責任の度合いに基づき分類した職務分類基準は、別表第 1 に定めるところによる。

一部改正〔平成 7 年規則 3 号〕

（昇 任）

第 3 条 昇任とは、職務分類基準に属する職に任用されている職員を当該基準中同一職種で、かつ、その職より上位の職務の級に属する職に任命することをいう。

追加〔平成 7 年規則 3 号〕

（昇任選考の基準）

第 4 条 昇任の方法は選考によるものとし、昇任の受験資格及び選考基準については、別表第 2 に定めるとおりとする。

一部改正〔平成 7 年規則 3 号〕

（職層への任用）

第 5 条 職員の職層への任用は、前条に規定する昇任選考の基準を満たすものの中から、選考及び書類審査により理事長が決定する。

一部改正〔平成 7 年規則 3 号〕

（実施細目）

第 6 条 この規則の実施のための手続き、その他必要な事項については、理事長が別に定める。

一部改正〔平成 7 年規則 3 号〕

付 則

この規則は、平成元年 11 月 1 日から施行する。

付 則（平成 2 年 3 月 31 日規則第 1 号）

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 4 月 30 日規則第 1 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 30 日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 7 年 10 月 31 日規則第 3 号）

この規則は、平成 7 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 25 日規則第 12 号）

この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 1 日規則第 9 号）

この規則は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 28 日規則第 4 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係） 全部改正〔平成 21 年規則 12 号〕一部改正〔平成 29 年度規則 4 号〕

職務分類基準（1）

職務の級	職 務
6 級職	局長又はこれに相当する職の職務
5 級職	課長又はこれに相当する職の職務
4 級職	課長補佐又はこれに相当する職の職務
3 級職	係長、副係長又はこれに相当する職の職務
2 級職	主任又はこれに相当する職の職務
1 級職	係員の職務

適用職種 給料表（1）、（4）、（5）を適用する職種に適用する。

職務分類基準（2）

職務の級	職 務
4 級職	統括技能長の職務
3 級職	技能長の職務
2 級職	技能主任の職務
1 級職	係員の職務

適用職種 給料表（2）を適用する職種に適用する。

職務分類基準（３）

職務の級	職務
３級職	所長又はこれに相当する職の職務
２級職	課長又はこれに相当する職の職務
１級職	係長、主査又はこれに相当する職の職務

適用職種 給料表（３）を適用する職種に適用する。

別表第２（第４条関係） 一部改正〔平成２年規則１号・７年１号・７年３号・２９年度４号〕
全部改正〔平成２１年規則１２号〕

昇任選考の基準

ア

職務名	職務の級	職層名	任用資格基準
一般事務等	２級	主事 (主任)	大学卒・１級相当主事歴５年以上の者 短大卒・１級相当主事歴７年以上の者 高校卒・１級相当主事歴９年以上の者 (主任職昇任選考)
	３級	主事 (係長)	２級職歴５年以上で年齢５８歳未満の者 (係長職昇任選考)
	４級	主事 (課長補佐)	３級職歴７年以上で年齢５８歳未満の者 (課長補佐職昇任選考)
	５級	副参事 (課長)	４級職歴１年以上で年齢４７歳以上５６歳未満の者 (管理職選考)
	６級	参事 (局長)	５級職歴６年以上の者 (管理職選考)

イ

職務名	職務の級	職層名	任用資格基準
技能・業務系	２級	主事	１級職歴１６年以上の者
	３級	主事	２級職歴４年以上の者
	４級	主事	３級職歴３年以上の者

備考 ３級の欄については、技能長又はこれに相当する職が設置されている場合に限り適用し、
４級の欄については、統括技能長又はこれに相当する職が設置されている場合に限り適用する。

ウ

職務名	職務の級	職層名	任用資格基準
医師	2 級	副参事 (課長)	医歴9年以上の者
	3 級	参事 (所長)	医歴17年以上の者で、2級の職に2年以上在職した者

エ

職務名	職務の級	職層名	任用資格基準
診療放射線技師・臨床検査技師・栄養士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等	2 級	主事 (主任)	大学卒・1級相当主事歴5年以上の者 短大3卒・1級相当主事歴6年以上の者 短大2卒・1級相当主事歴7年以上の者 高校卒・1級相当主事歴9年以上の者 (主任職昇任選考)
	3 級	主事 (係長)	2級職歴5年以上で年齢58歳未満の者 (係長職昇任選考)
	4 級	主事 (課長補佐)	3級職歴7年以上で年齢58歳未満の者 (課長補佐職昇任選考)
	5 級	副参事 (課長)	4級職歴1年以上で年齢47歳以上56歳未満の者 (管理職選考)

オ

職務名	職務の級	職層名	任用資格基準
保健師・看護師等	2 級	主事 (主任)	大学卒・1級相当主事歴5年以上の者 短大3卒・1級相当主事歴6年以上の者 短大2卒・1級相当主事歴7年以上の者 (主任職昇任選考)
	3 級	主事 (係長)	2級職歴5年以上で年齢58歳未満の者 (係長職昇任選考)
	4 級	主事 (課長補佐)	3級職歴7年以上で年齢58歳未満の者 (課長補佐職昇任選考)
	5 級	副参事 (課長)	4級職歴1年以上で年齢47歳以上56歳未満の者 (管理職選考)

備考 1 表に掲げる資格年数をその者の有する他の有用な経験年数をもって充てることができる場合の基準は、別に定める。